

原内閣期における労働運動対策構想

— 臨時産業調査会の検討を中心に —

林 博 史

はじめに

原内閣期における労働政策の研究は、協調会につながる協調主義、内務・農商務両省の労働組合法案、治安警察法一七条の適用問題等多くの研究がある。⁽¹⁾しかし第一に、内務・農商務官僚らの構想の具体的分析、特に彼らが労働組合法をめぐる議論した臨時産業調査会の検討はほとんどなされていない。⁽²⁾第二に、一九二〇年代の労働政策史の叙述は、原内閣期から始まるのが普通であり、労働組合法についても同調査会に出された内務・農商務省両案が以降の対抗の原型となったとされている。しかし、労働政策史上の原内閣期の位置は、必ずしも明確にされていないようにみえる。

ここでは主に臨時産業調査会の検討を通じて国家官僚の労働運動対策構想を明らかにし、労働問題の諸条件をふまえて、その歴史的位置と性格を確定する。これは労働政策史上だけでなく、原内閣の歴史的な性格を明らかにするための一つの作業でもある。

一 臨時産業調査会について

一九一七年以降の労働争議の激増の中、米騒動後に成立した原内閣は、労働運動に対する対策の検討を始めた。床次内相を中心に、内務省内、あるいは渋沢栄一らも含めて争議仲裁方法、社会施設、「労働協会」等が議論され、治安警察法一七条改正も議論された。⁽³⁾

一九年段階の労働組合問題をめぐる対抗は次のように整理されよう。

政府内でも床次その他様々な差違があるが基本的には労働組合を徹底して排除するという点では一致していた。ただ床次の「縦断組合」構想にみられるように、ILOの影響もあって何らかの労働者組織を認めざるをえないという状況が存在した。

他方では、新聞、知識人、資本家の一部（大阪工業会等）で、労働組合の共済的・自己修養的職分に注目する形で労働組合公認論が存在した。これらの議論がでてくる重要な契機はILO問題であった。

一九年暮に発表された内務省の労働委員会法案と農商務省の職工組合法案の対立は、この労働組合問題をめぐる対抗状況の一つの反映であるといえる。

しかし、一九年一〇月―十一月にかけて開かれた第一回ILO総会での官選労働代表をめぐる紛糾、友愛会を中心とした労働組合運動の発展、労働委員会法案に対する世論の反発等の中で政府は新たな対応を迫られたのである。

二〇年二月二日、山本農相は議会で「労働組合法ノ如キモノハ、矢張成べく早く作ル方ガ宜イト思ヒマス、成べく早くサウ云フ事ヲ実行スル運ビニスル方ガ宜カラウト思ヒマス」と組合法制定の意思を表明した。

二月二一日、勅令第三二号をもって、臨時産業調査会が設置された。

第一回総会において原首相は、次のようにあいさつした。

「欧米諸國ニ於ケル現時ノ状況ヨリ推考シテ直ニ我國ノ實際問題ヲ論断スルヲ得スト雖モ既ニ今日ノ如ク發達セル我産業界ノ複雑ナル各種ノ問題ニ就テハ調査スヘキ事項多ク又之ニ伴ヒ法律制度等ノ上ニ今後多少ノ変更ヲ加ヘ又ハ新規定ヲ必要トスヘキモノ之ナキニアラサルヘシ例ヘハ工場ノ組織若ハ資本労働ノ關係ノ如キハ今後益々周到ナル調査研究ヲ要スルノミナラス既ニ労働會議ニモ参加シタル今日ニ於テハ資本家ニ偏セス労働者ニモ偏セス公平ナル見地ニ立テ適切ナル方策ヲ案出セサルヘカラス。」つまり産業の發展による労働問題の「複雑」化とILOへの参加が、調査会設置の契機であるといふのである。この時、農商務省の労働組合法案が用意されていたが、この案は「保護誘掖ノ方カラ見」たもので「後トノ箇条ハ取締ノ点カラ見テ居ラス」として、内務省案を含めて幹事会で検討してから、特別委員に付議することになった。

幹事会において、内務・農商務省ともに相譲らなかつたが、総選挙後の第五回幹事会（五月一九日）に原が出席し、次のように指示を与えた。

「例ヘハ東京ニ於ケル在来ノ組合ヲ区ハ区市ハ市トシテ組織スルヲ可トスヘク此等ヲ法律上發達セシメ敢ヘテ欧風ニ則リテ新組合ヲ組織スル要ナルヘシ。然シ古来日本ニアラサリシ工業ニ関シテハ或ハ之ニ適合スル組合ヲ作ルモ可ナラム。要スルニ組合設立ノ主タル目的ハ現存セルモノヲ發達セシメ之ヲ保護奨励シ行クヲ原則トシ新シク起リ来レル工業ニツイテハ例外ヲ設クルモ差支ナカラム。若シ一労働団体アリテ東京ニ本部ヲ各府県ニ支部ヲ置キテ大運動ヲナサンカソハ勢力ヤ偉大ニシテ國家トシテハ可成リニユニシキ問題ナラム。サレバ若シ全國的ノ組合力設立サレタリトスルモ其ノ連合ニシテ弊害アラハ之ヲ禁止スヘク弊害ナシトセハ別ニ禁止スル必要ナカルヘシ。如上ノ案ニヨレハ圧迫禁止ノ意味モナキ次第ナリ。凡ソ斯カル場合ニハ如何ニスヘキトイフ風ニ考フルハ無益ナリ問題ノ生シ来タラハ其ノ時適当ニ考察シ從ッテ法律ノ改正ヲナスモ可ナラスヤ地域ノ問題ハ最大限度ヲ府県単位トスヘシ。」（傍点筆者）

ここでいう「組合」は、労働組合というより、共済の相互扶助的団体等を示しているとみる方が妥当であろう。原はそうした団体の「保護奨励」を基本とし、「欧風」の労働組合を敵視する。しかも全国的労働組合を否認するのである。組合法制定への消極性がうかがわれる。

幹事会では以後、「農商務省案ヲ大体ノ骨子トシテ進」めていくことに決め、第九回幹事会（六月一四日）で一応審議を終了し案を決定したが、そのまま放置された。

総選挙に圧勝した原・政友会内閣は、組合法へも冷淡になり、

調査会の存在は、議會での野党の追求に対して、調査中だという逃亡に利用されるにすぎないものと化した。

調査会設置当初においても原内閣が組合法制定に積極的であったとはいえない。しかし、幹事会における議論は、なわばり争いにとどまらず、官僚たちの労働組合・労働運動に対する認識をよく示すものとなっている。以下、幹事会での議論を中心に検討していこう。

二 農商務省の労働運動対策構想

まず第一に現状認識についてみてみよう。「我国ニ於ケル労働組合ナルモノノ発達ハ頗ル顕著ナラス 未タ法規ヲ以テ之ヲ規律スルノ程度ニ達セサルナリ 故ニ組合法ハ既ニ発生シタル団体ノ行動ヲ規律スルヲ以テ第一義ト為サハ今日ノ事情ノ下ニ於テハ特ニ法律ヲ制定スルノ要ナシト云フヘシ」⁽¹⁰⁾と、労働組合は未だ未発達であるという。

第二に、ではなぜ労働問題が大きくなりあげられるのか。

「然レトモ労働運動ハ今ヤ世界的風潮ニシテ列国戦後ノ重要ナル国政問題ノ一タルヲ失ハヌ 其ノ勢ノ赴ク所動モスレハ放縱ニ走り極端ニ流レ易ク延イテハ一國産業ノ発達ヲ阻害スルコト大ナルモノアリ而モ海外ニ於ケル労働運動ノ一波一瀾ハ直ニ我國ニモ波及セスンハ止マラス 我力最近ノ此ノ種運動ノ時ニ悪化ノ傾向ヲ帶フル又故ナキニ非サルナリ」⁽¹¹⁾。山本農相は、新聞で「近時我国に於て労働問題の喧伝せられ労働運動の蜂起するに至れるは一面我國の産業が最近非常なる発達を為したる結果と

して労働者が其の地位境遇を自覚したるによるも又他の一面に於ては現時の労働運動は必ずしも其の自然の発達の経路によるにあらずして欧米に於ける労働問題の影響と労働問題研究者の宣伝に因る所尠なりとせず」⁽¹²⁾と述べている。産業の発展による労働者の自覚の向上の点も見てはいるが、それより欧米の労働運動の影響が日本の労働運動の悪化を生みだしているという認識が基本となっている。

第三に労働組合法制定の必要性を「労働運動ノ悪化ハ往々ニシテ産業組織ノ根柢ヲ破壊シ國民思想ノ紊亂ヲ来シ其ノ影響ノ及フ所潮リ知ルヘカラス 是レ政策上組合法ヲ制定シテ労働運動ニ其ノ針路ヲ指示スルヲ以テ我國刻下ノ急務ナリトスル所以ナリ」⁽¹³⁾と説明する。それは「國家産業の健全なる発展を目標として」⁽¹⁴⁾「産業政策ノ見地」⁽¹⁵⁾から立案される。また「我国も亦國際連盟の一員として國際労働局に加入せんとする以上は之に順応して諸般の施設を行はざるべからざるは勿論なり。只我國の工業近時長足の進歩をなし往時に比して面目を一新したるの感あるも、之を欧米の先進國に比すれば工業主の資力に於ても亦職工の熟練に於ても未だ遠く及ばざるものあり。従つて労働協約の中には直ちに之を我國に適用し難きものあるべし。特に資本家と労力との關係に急激なる変化を生ぜしめ、為に生産を減退せしむるが如きは努めて之を避けざるべからずと雖も、又今日より世界の太勢に従つて進展するの用意なかるべからず」⁽¹⁶⁾とする。つまり、國際協調、ILOへの参加から生ずる制約を背景に、産業政策の見地から、「労働運動ノ悪化」の予防策とし

て組合法が立案されたのである。

第四に、その組合法の内容は「或理想的標準」を設定し、その基準にあわせて「労働組合」をつくらせていくことによって、欧米流の労働組合の流入を防ぎ、産業の発展に資する、というものであった。他方、そこには現実存在する労働組合―組合法の枠外に存在することになる労働組合への対策を欠いていた。「本法ニヨツテ公認セラレタル組合ノ外ハ其ノ存在ヲ認メサルモノニシテソレ等ハ所謂非公認ノ組合トナル」「政府ハソコマテ世話シユク必要ハアルマシ」というように。

以上要約すれば、農商務省は、国際協調という大枠の中で、産業政策の見地から、「理想的標準」を設定し、それにあわせて組合をつくらせていくことによって、欧米流の「悪化」せる労働組合の流入を防ぎ、産業の発展をはかろうとするものであった。現実の日本の労働組合はとるにたらないものと見つつ、予防的観点から組合法の必要性を見ていた。また治安政策や社会政策の見地が極めて乏しく、あくまで産業政策の立場からのものであった。

三 内務省の労働運動対策構想

川村竹治警保局長は、第三回幹事会において、内務省案の提案説明の中で、「今日我カ国ノ状態ヨリスレハ労働組合ヲ組織スルコトハ法律ニヨツテ禁止スヘキモノニアラス 従ツテ組合を組織スルコトハ自由タルヘシ事実各種ノ組合ハ現存セリ 然シ現在ノママニ放置シテ可ナリヤ」と問題をつけかけた上で、

組合対策の必要性を次の二点から述べた。

「第一ハ国際労働ノ立場ヨリスルモ我カ国ハ此ノ後委員ヲ送ラサルヘカラス而シテ此ノ委員ヲ送ル為メニ何等カノ形態ヲ備ヘタル組合ヲ必要トスヘシ 委員ノ選択に關シテモ前回ノ如キ無秩序ニ行ハシムル能ハス コレ法律ニヨル組合ノ成立ヲ要望スル所以也

第二ハ各種ノ組合現存スルモ何等法律ノ據ルヘキナク従ツテ之ヲ取締リ又ハ監督シ指導スヘキ道ナキハ不便ナリ。」

つまりILO対策と「取締リ又ハ監督」のためであった。

次に「立法ノ精神」「見地」であるが、「労働組合ハ本来労働者カ其ノ共同ノ福利ヲ保護スルカタメ實際ノ必要上自然ニ起リ来リタル一ノ団結ニシテ国家ノ法制ニ以テ之ニ認許ヲ附与シ其ノ發生ヲ左右スヘキ性質ノモノニ非ス」として、法によってその発生を左右できないことを認め、現実の事態に対応した形で対策をとろうという姿勢であった。その上で「労働運動ハ独リ産業政策ノ見地ヨリ之ヲ觀察シ解決スヘキモノニ非スシテ之ヲ思想問題及社会問題トシテ其ノ攻究並ニ立法ヲ為スヲ要ス 随テ余リニ窮屈ナル範疇ヲ作りテ其ノ軫域ヲ起ヘサラシメントスルカ如キハ労働運動ノ悪化ヲ豫防セントシテ却テ之ヲ激成セシムルノ虞アリ」「農商務省案ノ如ク一概ニ斯カル種類ノ組合ナラテハ認可セストナスハ不可ナリ……前述ノ如ク我国ニ於テハ既ニ各種ノ組合アリ然ルニ此等ノ存在ヲ認メスシテ一定ノ型以外ナリトテ之ヲ解散シ若クハ禁止セントスルハ労働運動ヲ善導スルニ非スシテ寧ロ之ヲ悪化セシムルモノナリ」と、厳しい制

限はかえって組合を「悪化」させるとして反対する。

以上に関連して取締についても「組合ノ決議力単ニ法令ニ違背シタルトキ行政官庁ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得ルト謂フモ為ニ組合ノ存立ト行動ノ基礎ヲ危フスルノ虞アリ 其ノ解散ノ如キハ一般結社ト同シク国家ノ公安ヲ以テ論スヘキモノニシテ之ヲ治安警察法其ノ他ニ譲ルヲ以テ足ルヘク特ニ組合法ニ於テ広キ範圍ニ亘リ之カ規定ヲ為スハ適當ナラス」と治警法（一七条も含めて）その他一般法令で十分取締ることができるとする。

組合設立は許可制でなく届出制とする。届出制は、届出だけで可とする点と、届出しない場合は処罰されるという点を含んでいる。その理由は、「然ラハ其ノ非公認ノ組合ハ如何ニ監督シユクヤマタ組合ヲ保護セントセハ組合員ノ行動ニ注意スル要アルヘシ」と専ら監督取締の観点からのものであった。これは国家の監督下にはいらないものは弾圧するということを裏に秘めたものであった。

要約すれば、ILOへの参加という状況下、労働組合の発展という事態を前にして、存在するすべての労働組合を監督取締の下におく手段として組合法は位置づけられていた。「悪化」を防ぐという観点から、組合を過度に規制する条項に反対した。これらは、治安政策の観点からのものであり、「譲歩・改良による統治」の観点は希薄であった。

四 原内閣期の歴史的位置

これまで見てきたように農商務省は産業政策の見地から、内務省は治安政策の見地から労働運動対策を考えており、一部の少壮官僚を除けば、労働―社会政策的観点は極めて乏しかった。このことは、労働運動対策のあり方を規定する基本的枠組にかかわる問題である。それは第一に労働運動、第二に労資関係との関連で見ることができる。

第一に労働運動の発展段階とその分化の問題である。

一九二〇年段階は、労働者の組織化という点からみれば、第一に、労働組合が、急速に発展する労働運動の担い手としての地位を確立しつつある段階といえる。団体数、人数が急速に増えつつあるだけでなく（表A・B）、増加する労働争議への関与率も急速に高まりつつあった。（表CDE）。質的にも相互扶助団体的色彩を脱皮し、労働条件の改善、更には労働者の解放をめざす労働組合として成長していった。第二に労働組合への結果にとどまらず。労働者階級としての階級的横断的結集が始まった。一九年秋のILO官選労働代表反対闘争には友愛会をはじめ主だった労働組合がほとんど結集し、二〇年初めの普選運動、第一回メーデーの開催、労働組合同盟会の結成へと急速に進んでいった。つまり、この段階では、労働運動が全体として階級的強化をすすめてつあった。

しかし、二三年以降、労働運動内にボル派―左派とそれに対抗する形で右派が形成されていった。左右への分化自体、一面では政策の影響なのであるが、他面では、治安政策とは区別される労働政策の条件ともなるのである。一般的に、最終的には

表 労働組合・労働争議表

	労働組合数 (A)	組合員数 (B)	同盟罷業 件数(C)	同盟罷業 参加人数(D)	労働団体の関 与率(E)
1907年	約40	不詳	—	—	—
1916	—	〃	108	8413	—
1917	—	〃	398	5,7309	—
1918	107	〃	417	6,6457	—
1919	187	〃	497	6,3137	15.2%
1920	273	〃	282	3,6371	24.1
1921	300	10,3412	246	5,8225	40.0
1922	389	13,7381	250	4,1503	30.0
1923	432	12,5551	270	3,6259	40.0
1624	469	22,8278	333	5,4526	44.3
1925	457	25,4262	293	4,0742	43.5
1926	488	28,4739	495	6,7234	52.1

出典：(A)(B)(C)(D)「大正十五年労働運動年報」、(E)安田浩作成「世界史における地域と民衆(続)」
p 136 より、(C)(D)は、1923 年以前は、罷業のみ。

何らかの体制変革をめざす左派に対する抑圧と、議会主義と経済闘争に限定する右派の保護乃至育成となつてあらわれる。右

派に対しては秩序形成的役割を認め、一定の保護を与え、労働者統治の柱として利用する。労働者へのこうした分裂支配と、治安・産業政策から相対的に独自の労働政策の形成は、メダルの表裏である。

つけ加えれば、右派は経済闘争を補完するものとして議会主義を不可欠の構成要素とするが、普通選挙が現実の日程にのぼってくるのは、二三年後半期以降であった。

第二に独占資本主義の成立とそれにもなう分断的重層的労働関係の形成との関連である。

第一次大戦直後の時期は、一定の横断的労働市場が形成され、職種間の賃金格差も縮少し、全体として労働者階級の統一性が強化された段階であった。その上に労働運動の全体としての階級的強化が進行した。

しかし、反動恐慌、更に二二年の労働攻勢が敗北して以降、分断的重層的労働関係が形成されていった。一つには経営内における基幹熟練工乃至半熟練工とその他の不熟練工との分断、二つには、独占的高利潤を経済的基礎に、相対的に安定した労働関係を形成した独占的大経営と、不安定な非独占的経営との分化がその内容である。

ここでは主に二点目について述べるが、独占的大経営においては、民営では労働組合を排除した形で、官営では穏健な労働組合を認め、相対的に安定した労働関係を形成した。しかし、非独占的経営では左右の労働組合が存在し、労働争議も多発し、労働関係も不安定であった。独占的産業資本の利益を代表する

日本工業倶楽部が組合法に否定的でありつつ、行政的に執行された労働政策に比較的関心がうすいのに対し、中小産業資本の利益を反映している大阪工業会等が労働組合法制定をも積極的に要求していたことには、このような労資関係のあり方の差違が重要な根拠となっている。ここに労働組合の存在をふまえた国家の労働政策を必要とする条件と共にそれを阻止する条件も存在するのである。

左派に対する抑圧を前提としながら、穏健な労働組合を基礎とした労働者統治をすすめようとした社会局の労働政策は、二三四年以降の上述の労働運動・労資関係の中で推し進められるのである。

小括

臨時産業調査会等にもなる内務・農商務両省の議論は、国際的革命運動の高揚の中での日本労働運動の急成長・全体としての階級的強化（左右対立の未成熟）、政府の国際協調路線の一環としてのILO参加とそのインパクトをうけて、労働政策の外枠（労働組合法という形式）を輸入しながら、その構想の内容・発想は、治安乃至産業政策の枠内にとどまっていた。つまり、国内の労働運動に対して、まったく未成熟なものとして専ら予防的観点から見ると、全労働組合を監督取締下において治安維持を全うするか、であった。であるから、国内外の運動・世論が弱まれば、治安政策等がストレートに出てくることになる。事実、原内閣は、二〇年六月以降組合法の検討も打ち切り、

労働政策を力で圧殺した。三菱川崎争議はその頂点である。

原内閣は、一九年には、労働組合排除をねらった協調主義を提唱したが、それ以降の労働運動の展開に対し、新たな理念をもった労働運動対策—労働政策を打ち出せなかった。一時的には労働政策を打ち破ったが、労働組合はもはや無視できぬものとしての地歩を固めていった。（各表参照）

そうした状況に対し、「今日労働運動界は世界を挙げて、一時的反動の時期に入ったのではあるが而して我国の労働運動亦同様ではあるが表面上反動的に平穏であって花々しい事件が起らない反面に於ては、案外に深刻なる潮が流れて居り、圧迫が劇しい程労働者の共同連帯心及階級的意識も亦反動的に強くなつて来ると言うことは識者の看過するを得ない所である」（傍点筆者）と現実をリアルに認識していた官僚達が存在した。彼らは社会局（二二年十一月設置）に結集し、二三年以降、新たな労働政策を推し進めるのである。

（一）西岡孝男「労働組合法案をめぐる十年間」（『日本労働協会雑誌』59・60号、一九六四年）渡辺徹「日本における労働組合法案の登場をめぐって」（同前 87・88号、一九六六年）安田浩「政党政治体制下の労働政策—原内閣期における労働組合公認問題」（『歴史学研究』420号、一九七五年）上井喜彦「第一次大戦直後の労働政策—治警法17条の解釈・適用問題を中心として」（『労働運動史研究』62号、一九七九年）など。

（二）小路田泰直「一九二〇年代の日本における社会政策の

形成」(『日本史研究』211号、一九八〇年)で一部言及されている。

(3) 『淡沢栄一伝記資料』第三一卷、四五七頁等。

(4) 会の経過

三月一三日 第一回總會・第一回幹事会

一九日 第二回幹事会 農商務省案説明

二六日 第三回 内務省案提出

三一日 第四回 両案討議

五月一九日 第五回 原首相指示

二四日 第六回 農商務省案に基づき討議

六月 三日 第七回

七日 第八回

一四日 第九回 逐条審議終了

一九二一年

六月二四日 第十回幹事会(一部)

七月一一日 第一一回

以後、開かれず二二年九月一六日廢止。

會長は首相、副會長は農相と内相。幹事は内務・農商務・司法・鉄道・通信等各省から計一〇名。なお内務省から労働委員会法案は提出されていない。(以下同調査会関係資料は、国立公文書館所蔵『臨時産業調査会書類』に含まれているものである。)

(5) 『総会議事録』

(6) 『総会速記録』

(7) 『幹事会議事録』

(8) 同前。

(9) 一年後、関西を中心に大争議が続く中で二度開かれるが、すぐに途絶した。

(10) 四條隆英「内務省ノ批評ニ対スル意見」

(11) 農商務省「労働組合法制定ノ理由」(『総会議事録』)

(12) 「国民新聞」一九二〇年一月六日、

(13) 農商務省「労働組合法制定ノ理由」

(14) 四條隆英工務局長談「新愛知」一九二〇年一月八日、

(15) 四條隆英「内務省ノ批評ニ対スル意見」

(16) 一九一九年五月一六日、工場監督主任官會議に於ける山本農相訓示(『日本労働年鑑』一九二〇年版、八四四頁)

(17) 添田敬一郎地方局長が農商務省案を評した発言(『幹事会議事録』第三回幹事会)

その内容は、「組合員ノ労働条件ノ維持改善其ノ他業務上ノ利益ノ保護増進ヲ図リ其ノ相互協助ヲ為スヲ目的」

「同種又ハ密接ノ関係アル職業ニ於ケル労働者」のみの組織、法人強制、設立許可制、道府県以内、厳格な監督・取締規定等、厳しい枠をはめて、それに合致する組合のみを法認するものであった。

(18) 第三回幹事会での四條発言(同前)

(19) 農商務省から二名の幹事が出ているが、その一人である松村真一郎(もう一人は四條)は、「労働組合法ニ関スル意見(未定稿)」という文書を提出し、独自の議論を展開

開している。松村は、「産業ヲ標準」とし「賃金其ノ他労働条件ノ維持改善ヲ主眼トシ、集合契約 (collective bargaining) ヲ為スコトヲ之カ手段トス」る労働組合法の制定(ただし、「労働団体法」として、事業組合、労働組合、協調組合を認めるものであるが)、治安警察法撤廃・労働争議法制定、各産業区への「調訂委員会」の設置等を主張している。南原繁や河合栄治郎については従来から言及されているが、この段階で、局長クラスでこういう考え方が存在したことは注目される。

(20) 『幹事会議事録』

(21) 同前。

(22) 内務省「農商務省案 労働組合法ニ対スル意見」

(23) 同前。

(24) 『幹事会議事録』

(25) (22) に同じ。

(26) 第三回幹事会での川村発言(『幹事会議事録』)

(27) 内務省労働組合法案は、南原繁らが治警法一七条廃止・調停法と一連のものとして立案したものであるが、調査会では、治警法を前提として提出されている。団結権・同盟罷業権等を認めようとする南原構想を床次・川村らが受け入れたとは考えられない。ではなぜこの法案が提出されたのか。従来、それは制定意思はなかったが農商務省との対抗のために提出した、となわばり争い的にとらえられている。筆者もその点に同意するが、それだけではなからう。

調査会での議論をみると、この組合法案は、治警法を前提とすれば、労働組合を監督取締下におく上で有効である、という点が強調されている。法の形式からみれば、農商務省案に比して「自由主義」的ともいえようが、内容からいえば、治警法による同盟罷業の実質的制限とともに、警察官僚による取締の発想により適合的であったといえよう。そこに内務省首脳が一定利用しうる点があったのではなからうか。

(28) 労働—社会政策は、一般的には、帝国主義段階において、労働組合法と社会保険を二つの柱として、「讀歩・改良による統治」をすすめるものとして登場する。(相沢与一『国家独占資本主義と社会政策』未来社、一九七四年、参照)

(29) 以下、相沢与一前掲書、安田浩「日本帝国主義確立期の労働問題」(歴史学研究別冊『世界史における地域と民衆(統)』一九八〇年)、武田晴人「一九二〇年代史研究の方法に関する覚書」(『歴史学研究』486号、一九八〇年)、等参照。

(30) 西岡孝男「労働組合法案と資本家団体—大阪工業会を中心に—」(『日本労働協会雑誌』109号、一九六八年) 参照。

(31) 安井英二『労働運動の研究』三二—三頁。執筆は二二一年九月である。

(一橋大学大学院博士課程)